

BA-PLUS 規定の新旧対照表

次表のとおり改正する（下線部が変更箇所）。

旧	新
本規定は、PayPay 銀行株式会社（以下「当社」といいます。）が法人または事業を営む個人のお客さま向けに提供する普通預金口座（BUSINESS ACCOUNT 口座と SOHO ACCOUNT 口座を含みます。以下あわせて「BUSINESS ACCOUNT 等」といいます。）の利用者に対し、BUSINESS ACCOUNT 等に付随して提供する第 1 条（1）で定めるサービス（以下「BA-PLUS」といいます。）に関する事項を<u>定めます</u>。	本規定は、PayPay 銀行株式会社（以下「当社」という。）が法人または個人事業主のお客さま向けに提供する BUSINESS ACCOUNT 等の利用者に対し、BUSINESS ACCOUNT 等に付随して提供する <u>BA-PLUS サービスに関する事項を定める</u>。 <u>なお、当社は、BA-PLUS に付随して提供する各サービスに固有の事項について、別途、個別規定を定めることができる。</u> <u>お客さまが、当社から BA-PLUS サービスの提供を受ける場合、本規定の定めを確認し、同意したものとして取り扱う。</u> <u>本規定は、BUSINESS ACCOUNT 規定に付帯するものとし、付帯元規定の各条項と本規定が矛盾、抵触する場合は、本規定が優先して適用される。</u> <u>管理者 ID および利用者 ID、これらの ID に係るパスワード、ならびにこれらの ID に係るトークンにより生成されるワンタイムパスワードについては、一般規定に定めるログイン ID、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードに関する規定が適用される。</u>
第 1 条（定義） 本規定における用語の定義は、<u>以下の各号に定めるとおりとします</u>。 （新設） （1）「BA-PLUS」とは、BA-PLUS の利用対象に指定された BUSINESS ACCOUNT 等について、複数の利用者が各自に付与された ID を用いて当社所定の取引（取引履歴の閲覧、データの作成および承認等を含みます）を行うことを可能とする機能を提供するサービスをいいます。	第 1 条（定義） 本規定における用語の定義は、<u>次の各号に定めるとおりとする</u>。 <u>（1）BUSINESS ACCOUNT</u> <u>法人または個人事業主のお客さま向けに提供する普通預金口座（SOHO ACCOUNT として開設した口座を含む。）をいう。</u> <u>（2）本サービス</u> <u>BA-PLUS サービスをいう。BA-PLUS とは、BUSINESS ACCOUNT 等を保有するお客さまからの申し込みを受けて提供するサービスで、BUSINESS ACCOUNT 等の利用者が複数いる場合に、それぞれにログインのための ID を付与することができる。これにより、複数の利用者が各自に付与された ID を用いて当社所定の取引（取引履歴</u>

旧	新
(2) 「対象口座」とは、BA-PLUS の利用対象に指定された BUSINESS ACCOUNT 等であって、代表口座またはプラス口座のいずれかに該当するものをいいます。 (3) 「代表口座」とは、BA-PLUS の利用申込に際して「代表口座」として指定された BUSINESSACCOUNT 等をいいます。 (4) 「プラス口座」とは、口座取込の申し込みに際して「プラス口座」として指定された BUSINESSACCOUNT 等をいいます。 (5) 「管理者 ID」とは、BA-PLUS の利用申込の際に発行される管理者用の ID をいいます。 (6) 「管理者」とは、管理者 ID を利用する者であって、利用者 ID の作成の申し込み、利用者 ID の利用者設定等を行う権限を有する者をいいます。 (7) 「利用者 ID」とは、対象口座における取引を行うために利用者が使用する ID をいいます。 (8) 「利用者」とは、利用者 ID の作成の申し込みに際して管理者等が当該利用者 ID の使用者として指定する者をいい、作成者と承認者の両方を含みます。 (9) 「作成者」とは、取引履歴の閲覧等、当社所定の取引（トークンを用いずに行うことができるものに限ります）のうち、管理者等が指定する取引を対象口座において行う権限を有する者をいいます。	の閲覧、データの作成および承認等を含む。）を行うことができる。 (3) 対象口座 本サービスの利用対象に指定された BUSINESS ACCOUNT 等であって、代表口座またはプラス口座のいずれかに該当するものをいう。 (4) 代表口座 本サービスの利用申込に際して「代表口座」として指定された BUSINESS ACCOUNT 等をいう。 (5) プラス口座 口座取込の申し込みに際して「プラス口座」として指定された BUSINESS ACCOUNT 等をいう。 (6) 管理者 ID 本サービスの利用申込の際に発行される管理者用の ID をいう。 (7) 管理者 <u>管理者 ID を利用する者をいい、管理者は次の権限を有する。</u> <u>ア 口座取り込みの承認</u> <u>イ 利用者 ID の作成の申し込み</u> <u>ウ 利用者区分の設定</u> <u>エ その他当社所定の事項</u> (8) 利用者 ID 対象口座における取引を行うために利用者が使用する ID をいう。 (9) 利用者 利用者 ID の作成の申し込みに際して管理者等が当該利用者 ID の使用者として指定する者をいい、作成者と承認者の両方を含む。 <u>(10) 作成者</u> 取引履歴の閲覧等、当社所定の取引（トークンを用いずに行うことができるものに<u>限る。</u>）のうち管理者等が指定する取引を、<u>対象口座において行う権限を有する者をいう。</u>

旧	新
(10) 「承認者」とは、当社所定の取引（トークンを要するものを含みます）のうち、管理者等が指定する取引を行う権限ならびに管理者等の指定する範囲で BA-PLUS の設定を行う権限を有する者をいいます。 (11) 「利用者区分」とは、特定の利用者 ID に係る作成者または承認者の別をいいます。 (12) 「口座取込」とは、特定の BUSINESS ACCOUNT 等を代表口座に紐付け、プラス口座として BAPLUS の利用対象とするために必要な当社所定の手続きをいいます。 (13) 「利用者設定」とは、管理者 ID または利用者 ID の使用に係る対象口座、利用者氏名、利用者区分、BA-PLUS において実行可能な口座取引ならびに BA-PLUS の設定権限、その他当社所定の事項の指定または指定の変更を行うことをいいます。 (14) 「トークン」とは、当社が別に定めるワンタイムパスワード規定に定義される意味を有します。 (15) 「オプションサービス手数料引落口座」とは、本規定に基づくトークンの新規発行手数料その他の BA-PLUS に関して発生する料金、および当社が BA-PLUS に付随して提供するサービスの利用料金等の<u>引き落とし口座</u>として指定された口座をいいます。 (16) 「管理者等」とは、管理者または当該取引の権限を有する承認者をいいます。 (新設)	<u>(11) 承認者</u> 当社所定の取引（トークンを要するものを<u>含む</u>。）のうち、管理者等が指定する取引を行う権限<u>および</u>管理者等の指定する範囲で本サービスの設定を行う権限を有する者をいう。 <u>(12) 利用者区分</u> 特定の利用者 ID に係る作成者または承認者の別をいう。 <u>(13) 口座取込</u> 特定の BUSINESS ACCOUNT 等を代表口座に紐付け、プラス口座として本サービスの利用対象とするために必要な当社所定の手続きをいう。 <u>(14) 利用者設定</u> 管理者 ID または利用者 ID の使用に係る対象口座、利用者氏名、利用者区分、本サービスにおいて実行可能な口座取引ならびに本サービスの設定権限、その他当社所定の事項の指定または指定の変更を行うことをいう。 <u>(15) トークン</u> 当社が別に定めるワンタイムパスワード規定に<u>定めるとおり</u>。 <u>(16) オプションサービス手数料引落口座</u> 本規定に基づくトークンの新規発行手数料その他の本サービスに関して発生する料金および当社が本サービスに付随して提供するサービスの利用料金等の<u>引落口座</u>として指定された口座をいう。 <u>(17) 管理者等</u> 管理者または当該取引の権限を有する承認者をいう。 <u>(18) 本契約</u> <u>本サービスの利用申込に係る契約をいう。</u> (削除)
第 2 条（適用） 本規定は、「<u>預金口座取引一般規定</u>」（以下「<u>一般規定</u>」といいます）、 「<u>BUSINESS ACCOUNT 規定</u>」（以下「<u>BA 規定</u>」といいます）および「<u>SOHO</u>	

旧	新
<u>ACCOUNT 規定（以下「SOHO 規定」といいます）に付帯し、本規定に定めのない事項については、一般規定、BA 規定および SOHO 規定が適用されるものとします。</u> <u>なお、BA-PLUS に関する事項について、本規定の定めが一般規定、BA 規定または SOHO 規定の定めと異なる場合は、本規定が他の規定に優先して適用されるものとします。</u> 第 3 条（利用申込） 1. お客さまは、BA-PLUS の利用を希望する場合、本規定の各条項を承諾したうえで、当社所定の方法により BA-PLUS の利用申込を行うものとし、当社は、原則として当該利用申込を受領した時点でこれを承諾するものとします。 （新設） （新設） （新設） 2. 当社が前項の利用申込を承諾した時をもって、当該利用申込に際して「代表口座」と指定された BUSINESS ACCOUNT 等は、代表口座として取扱われるものとします。 3. 代表口座は、オプションサービス手数料引落口座として指定されたものとします。	第 2 条（利用申込） 1. <u>BUSINESS ACCOUNT 等を保有するお客さまが本サービスの利用を希望する場合、当社所定の方法によりサービスの利用申込を行う。利用申込は、次の規定等に定める内容を確認し、内容に同意したうえで行う。</u> （1）本規定 （2）BUSINESS ACCOUNT 規定 （3）その他、当社が本サービスについてホームページに記載する事項 2. <u>お客さまは、本サービスの利用申込にあたり、当社所定の方法により管理者を指定する。</u> 3. <u>お客さまは、次のいずれかに該当する場合、本サービスの利用申込を行うことはできない。</u> （1）<u>代表口座として指定しようとする BUSINESS ACCOUNT 等につき、トークンを使用していない場合</u> （2）<u>代表口座として指定しようとする BUSINESS ACCOUNT 等が、既にプラス口座に指定されている場合</u> 4. <u>当社は、原則として当該利用申込を受領した時点で、これを承諾する。この承諾をもって、お客さまと当社の間で本契約が成立する。</u> 5. <u>当社は、利用申込を承諾した時から、次のとおり取り扱う。</u> （1）利用申込を行った BUSINESS ACCOUNT 等を、代表口座として取り扱う。 （2）代表口座を、オプションサービス手数料引落口座として初期設定する。 （削除）

旧	新
4. <u>お客さまは、第 2 項に基づき特定の BUSINESS ACCOUNT 等が代表口座となつた後は、別途当社が定める一部のサービスについて利用が制限されることがあります。</u> 5. <u>お客さまは、以下の各号のいずれかに該当する場合、BA-PLUS の利用申込を行うことはできません。</u> (1) <u>代表口座として指定しようとする BUSINESS ACCOUNT 等につきトークンを使用していない場合</u> (2) <u>代表口座として指定しようとする BUSINESS ACCOUNT 等が、すでにプラス口座に指定されている場合</u>	6. <u>代表口座となつた BUSINESS ACCOUNT 等は、当社が定める一部のサービスについて、利用が制限されることがある。</u> (削除)
第 4 条（管理者および管理者 ID） 1. <u>お客さまは、BA-PLUS の利用申込を行うにあたり、当社所定の方法により管理者を指定するものとし、当社が当該利用申込を承諾した以後は、登録された管理者以外の者が管理者 ID を使用することのないよう管理する責任を負うものとします。</u> 2. <u>管理者は、当社所定の方法により、口座取り込みの承認、利用者 ID の作成の申し込み、利用者区分の設定、その他当社所定の事項を行うことができるものとします。</u>	第 3 条（管理者 ID 等の管理） 1. <u>お客さまは、本サービスの利用にあたり、登録された管理者以外の者が管理者 ID を使用することのないよう、管理する責任を負う。</u> 2. <u>対象口座のキャッシュカードおよび暗証番号は、本サービスへの登録にかかわらず、当該対象口座を保有するお客さまが、一般規定およびキャッシュカード規定の定めにしたがい、引き続きその使用を管理する。</u> (削除)
第 5 条（口座取り込み） 1. <u>BUSINESS ACCOUNT 等を保有するお客さま（BA-PLUS の利用申込を行ったお客さまに限りません。本条に限り以下同じとします。）は、お客さま名義の BUSINESS ACCOUNT 等を代表口座に紐付け、プラス口座として利用することを希望する場合、本規定の各条項を承諾し、かつ代表口座を指定したうえで、当社所定の方法により口座取込の申し込みを行うものとします。当社は、当該申し込み後、1 週</u>	第 4 条（口座の取り込み） 1. <u>本サービスの利用申込を行ったお客さまは、お客さま名義の別の BUSINESS ACCOUNT 等を代表口座に紐付け、プラス口座として利用することができる。</u>

旧	新
<u>間以内に代表口座の管理者等が口座取込を承認した場合、原則として管理者等が承認した時点で当該申し込みを承諾するものとします。なお、当該申し込みから 1 週間以内に管理者等が口座取り込みを承認しない場合、当社は、当該申し込みを謝絶します。</u> (新設) (新設) (新設) (新設) 2. 当社が前項の申し込みを承諾した時をもって、当該口座取込の申し込みに際して「プラス口座」として指定された BUSINESS ACCOUNT 等は、プラス口座として取り扱われるものとします。お客さまは、口座取込の申し込みにより、当該プラス口座が紐付けられた代表口座の管理者および利用者に対し、当該プラス口座にかかる取引を行う権限を与えたものとみなします。管理者および利用者がプラス口座について行った行為の効果は、すべてお客さまに帰属するものとし、当社は、この取り扱いによりお客さまに損害その他の不利益が生じても、一切責任を負いません。また、一度口座取込を行ったプラス口座を、口座取込前の状態に戻すことはできません。また、プラス口座においてはカードレス Visa デビットおよび Visa デビットを利用することはできません。 (新設) (新設) 3. お客さまは、特定の BUSINESS ACCOUNT 等がプラス口座となった以後は、当	<u>2. 前項の利用を希望するお客さまは、当社指定の方法により、プラス口座としての取り扱いを希望する BUSINESS ACCOUNT 等から、代表口座を指定して口座取込を申し込む。口座取込の申し込みは、本規定を確認し、内容に同意したうえで行う。</u> <u>3. プラス口座として紐づけできるのは、原則として代表口座と同一名義人の口座とする。</u> <u>4. 代表口座の管理者等は、口座取込の申し込みから 1 週間以内に、当該申込を承認する。当社は、原則として管理者等が承認した時点で、当該申込を承諾する。</u> <u>5. 口座取込の申し込みから 1 週間以内に管理者等が口座取込を承認しない場合、当社は、当該申込を謝絶する。</u> <u>6. 当社が口座取込の申し込みを承諾したときをもって、申し込みを行った BUSINESS ACCOUNT 等を、プラス口座として取り扱う。</u> <u>7. プラス口座の名義人は、口座取込の申し込みにより、当該プラス口座が紐付けられた代表口座の管理者および利用者に対し、当該プラス口座にかかる取引を行う権限を与えたものとみなす。</u> <u>8. プラス口座においては、カードレス Visa デビットおよび Visa デビット等、別途当社が定める一部のサービスについて利用が制限されることがある。</u> <u>9. 口座取込の完了後、プラス口座の取引に使用していたトークンは無効となる。プラス</u>

旧	新
該口座の取引に従前使用していたトークンを使用することはできません。また、本条に基づく口座取込完了後、別途当社が定める一部のサービスについて利用が制限されることがあります。 (新設) 第 6 条（利用者 ID の作成および設定） 1. 管理者等は、当社所定の方法により、利用者 ID の使用に係る対象口座、利用者名および利用者区分、<u>BA-PLUS</u> において実行可能な取引ならびに <u>BA-PLUS</u> の設定権限、その他当社所定の事項を指定したうえで、利用者 ID の作成を申し込むことができるものとし、当社は、当該<u>申し込み</u>受領後、速やかに利用者 ID を作成するものとします。 2. 管理者等は、利用者 ID の作成後、当社所定の方法により、当該利用者 ID について前項に定める指定内容を変更することができるものとします。 3. 利用者は、管理者等が指定した範囲において、取引および BA-PLUS の設定等を行うことができるものとします。 4. 管理者等は、当社所定の方法により、<u>当社所定の範囲において</u>管理者 ID または利用者 ID の使用に係る対象口座および管理者名または利用者名、BA-PLUS において実行可能な取引ならびに BA-PLUS の設定権限、その他当社所定の事項を変更することができるものとします。	<u>口座においてトークンを要する取引を行った場合、管理者等が管理するトークンにより当該取引を承認できる。</u> 第 5 条（管理者の権限） 1. 管理者は、お客さまから指定を受けたことをもって、<u>管理者権限で行うことのできる操作の範囲において、お客さまから正当な権限を与えられたものとみなす。</u> 2. 管理者は、<u>管理者自らが指定した範囲において、取引および本サービスの設定等を行うことができる。</u> 第 6 条（利用者 ID の作成および設定） 1. 管理者等は、当社所定の方法により、利用者 ID の使用に係る対象口座、利用者名および利用者区分、<u>本サービス</u>において実行可能な取引ならびに<u>本サービスの設定権限</u>、その他当社所定の事項を指定したうえで、利用者 ID の作成を申し込むことができるものとし、当社は、当該<u>申込</u>の受領後、速やかに利用者 ID を作成する。 2. 管理者等は、利用者 ID の作成後、当社所定の方法により、当該利用者 ID について前項に定める指定内容を変更することができる。 3. 利用者は、管理者等が指定した範囲において、取引および<u>本サービス</u>の設定等を行うことができる。 4. 管理者等は、当社所定の方法により、<u>それぞれの</u>管理者 ID または利用者 ID について、次の変更ができる。 (1) <u>対象口座</u> (2) <u>管理者名または利用者名</u> (3) <u>本サービスにおいて実行可能な取引</u> (4) <u>本サービスの設定権限</u> (5) <u>その他当社所定の事項</u>

旧	新
5. <u>管理者は、管理者自らが指定した範囲において、取引および BA-PLUS の設定等を行うことができるものとします。</u> (新設)	(削除) 5. <u>利用者は、当該利用者が行えるものとされた一切の事項について、管理者から正当な権限を与えられたものとみなす。</u>
第 7 条（トークンの追加登録） (新設) 1. <u>管理者等は、当社所定の方法により、承認者の利用者 ID 等を指定したうえで、当該承認者が使用するトークンの追加登録の申し込みを行うことができるものとし、当社は、当該申し込み受領後、速やかにトークンの追加登録を行うものとします。</u>なお、追加登録できるトークンの上限数は、別途当社の定めるとおりとします。 2. <u>前項の追加登録において管理者等が指定した承認者は、追加登録完了後、管理者等が指定した範囲において、当該追加登録に係るトークンを使用して対象口座における取引および BA-PLUS の設定等を行うことができるものとします。</u> 3. <u>管理者等は、当社所定の方法により、追加登録用のトークンの新規発行を当社に対して依頼できるものとし、当社は、当該依頼の受領後、速やかにトークンを発行します。</u>なお、この場合、当社所定のトークン新規発行手数料を、オプションサービス手数料引落口座からの引き落としにより申し受けます。	第 7 条（トークンの追加登録） 1. <u>1 つのトークンを複数の承認者で共用することはできない。承認者が複数いる場合、承認者 ID ごとに別々のトークンが必要となるため、使用するトークンの追加発行を申し込むことができる。</u> 2. <u>トークンの追加発行の申し込みは、管理者等が、当社所定の方法により、承認者の利用者 ID 等を指定したうえで行う。</u>当社は、当該申込の受領後、速やかにトークンの追加登録を行う。なお、追加登録できるトークンの上限数は、別途当社の定めるとおりとする。 3. <u>前項の追加登録において管理者等が指定した承認者は、追加登録完了後、管理者等が指定した範囲において、追加登録されたトークンを使用して対象口座における取引および本サービスの設定等を行うことができる。</u> 4. <u>当社所定のトークン新規発行手数料が発生するトークンを追加登録した場合、当社はオプションサービス手数料引落口座から、追加発行にかかる手数料を引き落とす。</u>
第 8 条（オプションサービス手数料引落口座の変更） 管理者等は、当社所定の方法によりオプションサービス手数料引落口座を変更することができます。ただし、対象口座以外の口座をオプションサービス手数料引落口座に指定することはできません。	第 8 条（オプションサービス手数料引落口座の変更） 管理者等は、当社所定の方法によりオプションサービス手数料引落口座を変更することができます。ただし、対象口座以外の口座をオプションサービス手数料引落口座に指定することはできない。
第 9 条（キャッシュカード、暗証番号）	(削除)

旧	新
<u>対象口座のキャッシュカードおよび暗証番号は、BA-PLUS への登録にかかわらず、当該対象口座を保有するお客さまが、一般規定およびキャッシュカード規定の定めにしたがい、引き続きその使用を管理するものとします。</u> 第 10 条 (ID の削除) <u>管理者等は、当社所定の方法により、利用者 ID の削除を申し込むことができるものとし、当社は、当該申込の受領後、速やかに利用者 ID を削除します。なお、管理者 ID を削除することはできません。</u> 第 11 条 (お客さまによる管理者変更等) 1. 管理者が管理者名を変更することなく不在となった場合であって、管理者名を変更する権限を有する承認者もない場合、代表口座を保有するお客さまは、当社所定の方法により管理者名の変更を申し込むものとし、当社は、当該申込の受領後、速やかに管理者名を変更したうえで、その旨をお客さまに通知します。 2. 代表口座を保有するお客さまは、管理者名の変更の申し込みと同時に、必要に応じて管理者 ID および管理者 ID に係るパスワードについても変更を申し込むことができるものとします。 3. 当社は、代表口座を保有するお客さまから前項の申し込みを受けた場合、当該申し込み受領後、速やかに当該申し込みに係る事項を変更したうえで、その旨をお客さまに通知します。 4. 代表口座を保有するお客さまは、管理者用のトークンの新規発行を当社に対して依頼できるものとし、当社は、当該依頼の受領後、速やかにトークンを発行します。なお、この場合、当社所定のトークン新規発行手数料を、オプションサービス手数料引落口座からの引き落としにより申し受けます。 5. 代表口座を保有するお客さまは、当社所定の方法により、管理者 ID 等を指定したうえで、管理者が使用するトークンの再登録の申し込みを行うことができるものとし、当社は、当該申し込み受領後、速やかにトークンの再登録を行うものとします。	(削除) 第 9 条 (お客さまによる管理者変更等) 1. 管理者が管理者名を変更することなく不在となった場合であって、管理者名を変更する権限を有する承認者もないとき、代表口座を保有するお客さまは、当社所定の方法により管理者名の変更を申し込むものとし、当社は、当該申込の受領後、速やかに管理者名を変更したうえで、その旨をお客さまに通知する。 2. 代表口座を保有するお客さまは、管理者名の変更の申し込みと同時に、必要に応じて管理者 ID および管理者 ID に係るパスワードについても変更を申し込むことができる。 3. 当社は、代表口座を保有するお客さまから前項の申し込みを受けた場合、当該申込の受領後、速やかに当該申し込みに係る事項を変更したうえで、その旨をお客さまに通知する。 4. 代表口座を保有するお客さまは、管理者用のトークンの新規発行を当社に対して依頼できるものとし、当社は、当該依頼の受領後、速やかにトークンを発行する。なお、この場合、当社所定のトークン新規発行手数料を、オプションサービス手数料引落口座から引き落とす。 5. 代表口座を保有するお客さまは、当社所定の方法により、管理者 ID 等を指定したうえで、管理者が使用するトークンの再登録の申し込みを行うことができるものとし、当社は、当該申込の受領後、速やかにトークンの再登録を行う。

旧	新
第 12 条（効果の帰属等） 1. <u>お客さまが BA-PLUS の申し込みにあたり指定した管理者は、管理者 ID を用いた取引の実行、管理者の変更、新管理者の指定、利用者への利用者 ID の発行および権限授与その他 BA-PLUS において管理者が行える一切の事項について、お客さまから正当な権限を与えられたものとみなし、利用者は当該利用者が行えるものとされた一切の事項について、管理者から正当な権限を与えられたものとみなします。管理者および利用者が BA-PLUS において行った行為の効果は、すべてお客さまに帰属するものとし、当社は、この取り扱いによりお客さまに損害その他の不利益が生じても、一切責任を負いません。</u> 2. <u>管理者 ID および利用者 ID、これらの ID に係るパスワード、ならびにこれらの ID に係るトークンにより生成されるワンタイムパスワードについては、一般規定に定めるログイン ID、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードに関する規定が適用されるものとします。</u> 第 13 条（利用料等） BA-PLUS の利用料金は、当分の間、<u>無料</u>とします。なお、当社は、一定の告知期間を設けて BA-PLUS の利用を有料とする場合があります。 （新設） 第 14 条（サービスの変更、中止または終了） 1. <u>当社は、当社が別途定める方法で告知することにより、BA-PLUS のサービス内容を変更できるものとします。</u>	（削除） 第 10 条（利用料等） BA-PLUS の利用料金は、当分の間、<u>無料とする</u>。なお、当社は、一定の告知期間を設けて BA-PLUS の利用を有料と<u>することができる</u>。 第 11 条（ID の削除） <u>管理者等は、当社所定の方法により、利用者 ID の削除を申し込むことができるものとし、当社は、当該申込の受領後、速やかに利用者 ID を削除する。なお、管理者 ID を削除することはできない。</u> 第 12 条（サービスの変更、中止または終了） 1. <u>当社は、当社所定のインターネットホームページで事前に告知することにより、本サービスの内容を変更できる。</u>

旧	新
2. 当社は、<u>当社が別途定める方法で告知することにより、BA-PLUS を中止または終了することができるものとします。</u>	2. 当社は、<u>当社所定のインターネットホームページで事前に告知することにより、本サービスの提供を中止または終了することができる。</u>
第 15 条（解除） 1. お客さまは、<u>BA-PLUS の利用を終了する場合、当社所定の方法により BA-PLUS 解除の申し込みを行うものとします。</u>なお、お客さまが代表口座を解約した場合、かかる BA-PLUS 解除の申し込みがあったものとみなします。 2. 当社は、<u>原則として前項に定める BA-PLUS 解除の申し込みを受領した時点でこれを承諾するものとし、当該承諾時をもって BA-PLUS が解除されるものとします。</u> 3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、お客さまに事前に通知することなく、いつでも <u>BA-PLUS を解除できるものとします。</u> (1) お客さまが、本規定の変更に同意しないとき (2) お客さまが、本規定の<u>定め</u>に違反したとき (新設) (3) 代表口座が強制解約されたとき (4) その他本契約を継続しがたい事由が生じたものと当社が判断したとき (新設)	第 13 条（解除） 1. お客さまは、<u>本サービスの利用を終了する場合、当社所定の方法により本契約の解除の申し込みを行う。</u>なお、お客さまが代表口座を解約した場合、かかる BA-PLUS の解除の申し込みがあったものとみなす。 2. <u>前項の申し込みを受けた</u>当社は、<u>原則として前項の申し込みを受領した時点でこれを承諾するものとし、当該承諾をもって本契約が解除される。</u> 3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、お客さまに事前に通知することなく、いつでも<u>本契約を解除できる。</u> (1) お客さまが、本規定の変更に同意しないとき (2) お客さまが、本規定または<u>当社の定めるその他の規定</u>に違反したとき (3) <u>お客さまが利用する本サービス以外のサービスについて、一部もしくは全部の停止があったとき</u> (4) <u>代表口座またはプラス口座について、一部もしくは全部の取引の停止があったときまたは強制解約されたとき</u> (5) その他、<u>本契約を継続しがたい事由が生じたものと当社が判断したとき</u> 4. <u>お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は直ちに本サービスの提供を停止し、またはお客さまに何らの通知を要せずに、直ちに本契約を解除できる。本項によるサービスの停止または契約の解除によってお客さまに生じた損害については、当社は一切責任を負わない。また、当社に損害が生じたときは、お客さまがその責任を負うものとする。</u> (1) <u>預金口座取引一般規定第 18 条第 1 項に定める暴力団員等に該当する場合または同項各号のいずれかに該当する場合</u> (2) <u>預金口座取引一般規定第 18 条第 2 項各号に定める行為（不当要求行為等）をした場合</u>

旧	新
4. <u>理由の如何を問わず、BA-PLUS が解除された場合、代表口座として指定されていた BUSINESSACCOUNT 等は、BA-PLUS 設定前の状態で引き続き利用できますが、プラス口座として指定されていた BUSINESS ACCOUNT 等は自動的に解約され、当社は当該 BUSINESS ACCOUNT 等の名義人に残高を返還するものとします。</u> 5. お客さまは、特定のプラス口座についてのみ <u>BA-PLUS の利用を終了したい場合、当該プラス口座を解約するものとします。</u>この場合、当社は当該プラス口座として指定されていた BUSINESSACCOUNT 等の名義人に残高を返還するものとします。 6. 当社は、本条に基づく BA-PLUS の解除および BUSINESS ACCOUNT 等の解約によりお客さまに生じた損害につき一切責任を負いません。	<u>(3) 預金口座取引一般規定第 18 条第 1 項および第 2 項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u> 5. <u>本契約が解除された場合、代表口座として指定されていた BUSINESS ACCOUNT 等は、BA-PLUS 設定前の状態で引き続き利用できる。</u> <u>プラス口座として指定されていた BUSINESS ACCOUNT 等は、理由の如何を問わず自動的に解約され、口座取込前の状態に戻すことはできない。当社は、自動的に解約されたプラス口座の残高を、当該 BUSINESS ACCOUNT 等の名義人に返還する。</u> 6. お客さまは、特定のプラス口座についてのみ<u>本サービス</u>の利用を終了したい場合、当該プラス口座を解約する。この場合、当社は当該プラス口座として指定されていた BUSINESS ACCOUNT 等の名義人に残高を返還する。 7. 当社は、本条に基づく BA-PLUS の解除および BUSINESS ACCOUNT 等の解約によりお客さまに生じた損害につき、<u>一切責任を負わない。</u> 8. <u>前項までの記載により本サービスを停止した場合で、お客さまから合理的な説明がなされたこと等により、停止に至った原因となる事由が解消されたと当社が認めるとき、当社はサービスの停止を解除できる。</u>
第 16 条（休眠預金等活用法に係る最終異動日等） 1. この取引に係る預金の最終異動日等 当社は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづき、この取引における預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。 2 この取引において将来における債権の行使が期待される事由は以下の預金規定に掲げるものとします。 (1) 普通預金規定第 5 条第 2 項第 2 号 (2) ネット定期預金規定第 7 条第 2 項第 2 号	第 14 条（休眠預金等活用法に係る最終異動日等） 1. この取引に係る預金の最終異動日等 当社は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律にもとづき、この取引における預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取り扱う。 2. この取引において将来における債権の行使が期待される事由は以下の預金規定に掲げるものとする。 (1) 普通預金規定第 5 条第 2 項第 2 号 (2) ネット定期預金規定第 7 条第 2 項第 2 号

旧	新
第 17 条（免責） （新設） 当社は、次の各号に定める場合、当該事由に起因する損害について一切責任を負いません。 <u>（1）天災、火災、騒乱等の不可抗力、または裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき</u> <u>（2）当社が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線、またはコンピュータに障害が発生したとき</u> （新設） <u>（3）当社が BA-PLUS を変更、中止または終了したとき</u> <u>（4）当社の責めに帰すべき事由がないとき</u> 第 18 条（本規定の変更） 1. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他状況の変化等相応の事由があると認められる場合には、民法 548 条の 4 の規定に基づき、変更するものとします。 2. 前項の変更は、変更を行う旨、変更後の本規定の内容、その効力発生時期を、インターネット、またはその他相当の方法で公表することにより周知します。	第 15 条（免責） <u>1. 管理者および利用者が BA-PLUS において行った行為（プラス口座にかかる行為を含む。）の効果は、口座名義人にすべて帰属するものとし、当社は、この取り扱いにより代表口座またはプラス口座を利用するお客さまに損害その他の不利益が生じて、一切責任を負わない。</u> 2. 当社は、次の各号に定める場合、当該事由に起因する損害について一切責任を負わない。 （削除） <u>（1）当社が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線、またはコンピュータの障害等により本サービスの取り扱いに遅延・不能等が生じたとき</u> <u>（2）当社が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信経路において盗聴がなされたこと等により取引情報等が漏洩したとき</u> <u>（3）天災・火災・騒乱等の不可抗力、お客さまもしくは通信事業者など第三者の通信機器・回線・コンピュータの障害ならびに電話の不通等、または裁判所など公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき</u> <u>（4）当社の責めに帰すべき事由がないとき</u> <u>（5）当社が本サービスの内容を変更し、または本サービスの提供を中止もしくは終了したとき</u> （削除） 第 16 条（本規定の変更） 1. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他状況の変化等相応の事由があると認められる場合には、民法 548 条の 4 の規定に基づき、変更する。 2. 前項の変更は、変更を行う旨、変更後の本規定の内容、その効力発生時期を、インターネット、またはその他相当の方法で公表することにより周知する。

旧	新
3. 前二項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、公表の日から適用開始日まででは変更の内容に応じて相当の期間をおくものと <u>します</u> 。 以上 【2022 年 1 月 17 日】	3. 前二項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、公表の日から適用開始日まででは変更の内容に応じて相当の期間をおくものと <u>する</u> 。 以上 【2025 年 4 月 10 日】

施行日 : 2025 年 4 月 10 日